

FASB 概念フレームワークと金融商品会計

高 須 教 夫

キーワード

財務会計基準審議会
概念フレームワーク
資産負債アプローチ
収益費用アプローチ
金融商品会計

目 次

- I はじめに
- II 資産負債アプローチおよび収益費用アプローチにおける利益測定モデルと資産項目および負債項目の計上基準
- III 金融商品会計基準および SFAC 第7号の検討
 - 1. 金融商品会計基準の検討
 - 2. SFAC 第7号の検討
- IV 金融商品会計基準と資産負債アプローチとの論理整合性
- V 金融商品会計基準と収益費用アプローチとの論理整合性
- VI おわりに

I はじめに

米国の財務会計基準審議会 (FASB) は1976年12月に討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに係わる問題の検討：財務諸表の構成要素およびそれらの測定』(FASB [1976]) を公表し、そこにおいて、財務諸表の連携を前提とする会計観 (利益観) として資産負債アプローチ (FASB によって提起された新しい利益計算モデル) と収益費用アプローチ (現行会計実務) の2つを取り上げ、

それぞれについて詳細な検討を行っていた。

そしてそれを受けて、FASB は1978年から1985年にかけて6つの財務会計概念書 (SFACs) を公表し、そこにおいて、意思決定有用性アプローチのもとに会計観として連携に基づく資産負債アプローチの採用とそれに依拠した財務諸表構成要素の定義を行っていた。ところがその一方で、FASB は測定属性については現行の会計実務を単一の属性に基づいているものというよりもむしろ異なる属性に基づいているものとみており、そのことから、単一の属性を選択し、あらゆる種類の資産および負債にかかる単一の属性を用いるように実務の変更を強いることよりもむしろ異なる属性が引き続き用いられることを提案するとしている (FASB [1984], par. 70)。その意味でここにおいては、形式的には収益費用アプローチから資産負債アプローチに会計観の転換が図られているといえるのであるが、実質的には現行会計実務の容認に終始するという結果となっていたのである (高須・他 [1991], 98頁)。

しかし、その後、FASB は1988年10月に会計測定における現在価値をめぐる問題を議題として取り上げることを決定し (FASB [2000], par. 2), その成果として、2000年2月にはSFAC 第7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の利用』を公表し、そこにおいて測定属性として公正価値の採用を規定している (FASB [2000], par. 25)。その一方で、FASB はかかる会計測定をめぐる問題を検討している最中の1991年12月に財務会計基準書 (SFAS) 第107号『金融商品の公正価

値に関する開示』を、1993年5月にはSFAS第115号『負債および持分有価証券に対する特定の投資に関する会計』を、さらに1998年6月にはSFAS第133号『デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計』を公表したのである。

そこで、本稿においては、かかる金融商品会計基準がいかなる会計観のもとに論理整合的に説明されるのかという問題意識のもとに、まず資産負債アプローチおよび収益費用アプローチにおける利益測定モデルとそれに基づく資産項目および負債項目の計上基準について、次に、金融商品会計基準の詳細およびSFAC第7号の意味について検討することにする。そしてそれを受けて、いかなる会計観が金融商品会計基準を論理整合的に説明しうるのかということについて明らかにすることにする。

Ⅱ 資産負債アプローチおよび収益費用アプローチにおける利益測定モデルと資産項目および負債項目の計上基準

FASBは1976年討議資料において、資産負債アプローチと収益費用アプローチをそれぞれ次のように説明している。

資産負債アプローチにおいては、一定期間における営利企業の正味資源の増加測定値を利益とみなしており、一義的には、利益を資産・負債の増減額として定義している。したがって、利益の積極要素——収益——は当該期間における資産の増加および負債の減少として定義され、利益の消極要素——費用——は当該期間における資産の減少および負債の増加として定義される。すなわち、資産および負債——企業の経済的資源および将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す企業の義務の財務的表現——が当該アプローチの鍵概念となる。そしてそのことから、資産・負債の属性および当該属性の変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセスとみなされる。その結果、その他の財務諸表構成要素——所有主持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失——のすべてが、資産・負債の属性測定値の差額または属

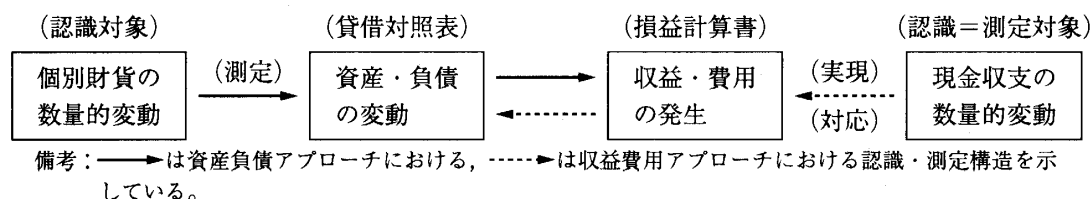
性測定値の変動額として測定されることになる（FASB [1976], par. 34）¹⁾。

一方、収益費用アプローチにおいては、アウトプットを獲得しそれを利益を得て販売することを目的としてインプットを活用する企業の活動成果の測定値を利益とみなしており、一義的には、利益を一定期間の収益・費用差額と定義している。すなわち、収益および費用——企業の利益稼得活動におけるアウトプットおよびインプットの財務的表現——が当該アプローチの鍵概念となる（FASB [1976], par. 38）。そしてそのことから、収益・費用を測定すること、ならびに一定期間における努力（費用）と成果（収益）を関連づけるために収益・費用認識の時点調整を行うことが、財務会計における基本的な測定プロセスとみなされる（FASB [1976], par. 39）。その結果、資産・負債の測定は、一般的には、利益測定プロセスの必要性によって規定されるのであり、当該アプローチに基づく貸借対照表は、企業の経済的資源あるいは他の実体に資源を引き渡す義務を表わさない項目を資産・負債またはその他の要素として記載することがある（FASB [1976], par. 42）。

したがって、資産負債アプローチにおいては、基本的思考として財貨動態が想定されていることになる。そのことから、取引の認識・測定にあたっては、まず認識対象として個別財貨の数量的変動が把握され、そしてその後に利益計算の観点からそれを共通尺度たる貨幣に変換するという認識・測定構造を有しているといえる。言い換えると、ここにおいては財貨数量の変動のみならず測定属性の変動も取引として認識されることになるため、取引が資産・負債の属性測定値の変動に基づいて連続的に把握されることになると共に、すべての財貨を共通尺度たる貨幣に変換するという過程すなわち評価過程が

1) ただし、正味資産（所有主持分または資本）の増減のすべてが必ずしも利益となるわけではない。例えば、資本拠出、資本引出、過年度損益修正は一定期間における資本の増減をもたらすが当該期間の利益にはならない（FASB [1976], par. 36）。

図1 資産負債アプローチおよび収益費用アプローチの認識・測定構造



必要となる。そこで、測定属性の選択問題が生じることになるが、ここにおいては、測定属性として将来キャッシュ・フローの現在価値が想定されていると思われるのである（高須 [1998], 246-247頁）²⁾。

一方、収益費用アプローチにおいては、基本的思考として貨幣動態が想定されていることになる。そのことから、取引の認識・測定にあたっては、認識対象として現金の数量的変動（現金収支）が把握されると同時にそれによって測定が行われるという認識・測定構造を有しているといえる。言い換えると、ここにおいては認識と測定を切り離すことができず、評価の問題は生じないのである。したがって、ここにおいては、その測定属性として個別取引の取引時点における取得原価が採用されることになる。しかしその一方で、現金数量の変動のみが取引として認識されることから、また、現金収支の有している特性すなわち現金支出（現金収入）は現金収入（現金支出）によって解消されるという特性から、取引が資産・負債（現金数量）の変動に基づいて非連続的に把握されることになる。そのために、資金の投下過程から回収過程への変換点（特異点）の認識が必要になる。しかも、ここにおいては取引の時点制約性が存

在しないことから、利益計算において見越・繰延の操作を行うことによって過去の現金収支および将来の現金収支を無限定に操作することが可能となる。そのことから、収益費用アプローチにおいては、かかる操作性（恣意性）を排除するために収益および費用の認識基準として収益実現原則および費用対応原則の採用が行われているのである（高須 [1998], 247-248頁）。

そこで、上記の検討結果に基づいて資産負債アプローチおよび収益費用アプローチの認識・測定構造を図示すると図1のようになる。

したがって、資産負債アプローチにおいては、資産および負債の変動が将来キャッシュ・フローの現在価値——SFAC 第7号に従う場合には公正価値——を測定属性として測定されることから、資産負債アプローチにおいては、資産項目および負債項目はその公正価値で貸借対照表（財政状態表）に計上されることになる。一方、収益費用アプローチにおいては、過年度の収入および支出の繰延処理、当年度の収入および支出の収益・費用処理、将来年度の収入および支出の見越処理を通じて収益および費用の認識・測定が行われることになり、そしてその結果を受けて、資産項目および負債項目の貸借対照表計上額が確定されることになる。すなわち、収益費用アプローチにおいては、資産項目のうち、①収益・未収入項目については将来の収入額に基づいて、②支出・未収入項目については過去の支出額または将来の収入額に基づいて、③支出・未費用項目については過去の支出額に基づいて計上されることになり、一方、負債項目のうち、④収入・未収益項目については過去の収入額に基づいて、⑤収入・未支出項目については過去の収入額または将来の支出額に

2) このことは、FASB が、測定属性として当初（SFAC 第5号において）は歴史的な原価（実際現金受領額）、現在原価、現在市場価値、正味実現可能（決済）価値および将来キャッシュ・フローの現在（または割引）価値という5つの属性を列挙し、そこからの選択適用を認めていたのであるが（FASB [1984], pars. 67 and 70）、その後、SFAC 第7号を公表し、そこにおいて公正価値のみの採用を規定していることから明らかである（FASB [2000], par. 25）。

表1 有価証券およびデリバティブの会計処理

	評価基準	評価差額の会計処理
満期保有目的有価証券	償却原価	
売買目的有価証券	公正価値	当期損益
売却可能有価証券	公正価値	株主持分
デリバティブ	公正価値	当期損益

基づいて、⑥費用・未支出項目については将来の支出額に基づいて計上されることになるのである（高須 [2005], 6-8頁）。

Ⅲ 金融商品会計基準およびSFAC 第7号の検討

1. 金融商品会計基準の検討

FASB は、SFAS 第107号において金融商品およびその公正価値を次のように定義している。

すなわち、金融商品とは、現金、実体に対する持分有価証券、あるいは、

- (1) ある実体に、①現金または他の金融商品を他の実体に引き渡すか、②潜在的に不利な条件で他の金融商品を他の実体と交換する義務を課す一方で、
- (2) 当該他の実体に、①現金または他の金融商品がある実体から受け取るか、②潜在的に有利な条件で他の金融商品がある実体と交換する権利を付与する

ような契約をいうとする（FASB [1991], par. 3）。そして、金融商品の公正価値とは、金融商品を自主的主体間による競売または清算による処分以外の現在の取引において交換することができる金額であるとしており（FASB [1991], par. 5）、公定市場価格が利用できる場合には、それが金融商品の公正価値の最上の証拠であるとしている。しかし、公定市場価格が利用できない場合には、経営者は類似する金融商品の公定市場価格または評価技法（例えば、リスクに相応する割引率を使用して割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値、オプション価格形成モデル、行列価格形成モデル）に基づいて公正価値の最上の見積りを行うことができるとする（FASB [1991], par. 11）。

また、FASB は、SFAS 第115号において金融商品のうち有価証券について次のように規定している（FASB [1993], pars. 7, 12 and 13）。

- (1) 報告企業が満期まで保有する積極的な意思および能力をもつ負債有価証券は「満期保有目的有価証券」に分類し、償却原価で測定する。
- (2) 主として近い将来に売却することを目的として購入し、保有する負債有価証券および持分有価証券は「売買目的有価証券」に分類し、公正価値で測定すると共に、未実現保有損益は損益に計上する。
- (3) 満期保有目的有価証券および売買目的有価証券のいずれにも分類されない負債有価証券および持分有価証券は「売却可能有価証券」に分類し、公正価値で測定すると共に、未実現保有損益は損益から除外し、株主持分の独立項目として純額で報告する。

さらに、FASB は、SFAS 第133号において金融商品のうちデリバティブについて、すべてのデリバティブは公正価値で測定し、そこにおいて生じる利得または損失は即時に損益として認識するものとする。なお、公正価値の決定にあたってはSFAS 第107号における指針を適用するとしている（FASB [1998], pars. 17-18）。

そこで、上記の検討結果に基づいてFASBにおける有価証券およびデリバティブの会計処理について一覧表にして示すと表1のようになる。

2. SFAC 第7号の検討

SFAC 第7号においては、測定問題に限定

し、認識問題は取り扱わないとしている (FASB [2000], par. 12)。また、当該概念書では、どのような場合に新規再測定が適切であるのかということについても言及しないものとしている。というのは、会計人はしばしば資産または負債の変化を新規再測定によっても既存の償却慣行の修正によっても認識することができるような状況に直面することから、ある状況が新規再測定を必要としているのかそれとも他の何らかの会計的対応を必要としているのかということについてはプロジェクトごとに決定されるべきであるとするのである (FASB [2000], par. 14)。さらに、当該概念書における結論は、原初測定、新規再測定および将来キャッシュ・フローに基づく償却方法にのみ適用されるものとする (FASB [2000], par. 15)。

そして、会計測定において現在価値を用いる目的は、できる限り、将来キャッシュ・フローの流列の間の経済的相違を捉えることにあるとしている (FASB [2000], par. 20)。そのことから、現在価値は他の方法を用いる場合には同一に見えるかもしれない項目を区別することができるため、見積将来キャッシュ・フローにおける不確実性を考慮する現在価値測定は見積将来キャッシュ・フローの割引きを行わない合計額に基づく測定や割引きを行うものの不確実性を考慮しない測定よりも目的適合的な情報を提供するとする (FASB [2000], par. 21)。

また、当該概念書は、財務報告において目的適合的な情報を提供するためには、現在価値は資産または負債の何らかの観察可能な測定属性を表わさなければならないとし、ここにおいては、その測定属性として公正価値³⁾を採用するとしている (FASB [2000], pars. 22 and 25)。しかもその場合に、市場における取引

——現金との交換——が会計認識にあたり最も一般的なトリガーとなり、会計人は実際の交換価格を公正価値とみなすのが通常であるとする (FASB [2000], par. 27)。そのことから、かかる取引が観察されない場合に、実体は測定にあたり将来キャッシュ・フローの見積りを用いることが必要になるとするのである (FASB [2000], par. 29)。さらにその場合に、会計において現在価値を適用するにあたり、伝統的には単一の見積キャッシュ・フローの流列および単一の利率が用いられてきた (FASB [2000], par. 43) が、当該概念書においては、多くの状況においてこの伝統的なアプローチよりもありうべきキャッシュ・フローのすべての期待を用いる期待キャッシュ・フロー・アプローチ (expected cash flow approach)⁴⁾の方が優れているとしている (FASB [2000], par. 45)。そして、これらの原則は、負債の測定にも同様に適用するとする (FASB [2000], par. 75)。

それに続いて、当該概念書においては、現在価値法は利息法 (interest method)⁵⁾として知られている期間報告慣行において既に用いられており、ほとんどの会計人が割引きまたは割増しの償却において利息法に慣れ親しんでいるとしている (FASB [2000], par. 89)。しかも、FASB はプロジェクトごとに利息法を要求するかどうかを今後も決定し続けるとし、利息法はいかなる資産および負債にも適用できるとする (FASB [2000], par. 93)。

3) 資産 (または負債) の公正価値とは、当該資産 (または負債) を自主的主体間による競売または清算による処分以外の現在の取引において購入する (または引き受ける) かあるいは売却する (または決済する) ことができる金額である (FASB [2000], Glossary of Terms)。

4) 期待キャッシュ・フロー・アプローチとは、リスク修正済み期待キャッシュ・フローを無リスク利率で割り引く方法である (FASB [2000], par. 40)。

5) 利息法とは、新規再測定を行わない場合に当期から次期への資産または負債の帳簿価額の変化を算定するために現在価値法を用いる報告慣行であり (FASB [2000], Glossary of Terms), それは報告金額の変化と将来キャッシュ・インフローまたはアウトフローの現在価値の変化とを関連づけてはいるものの (FASB [2000], par. 92), 結局のところ取得原価主義に基づくものである (FASB [2000], par. 96)。

表2 金融商品会計基準における会計処理と資産負債アプローチにおける計上基準

	金融商品会計基準における会計処理	資産負債アプローチにおける計上基準
満期保有目的有価証券	償却原価	公正価値
売買目的有価証券	公正価値	公正価値
売却可能有価証券	公正価値	公正価値

しかし、すべての配分システムと同様に、利息法の適用の仕方は利益や費用のパターンに大きな影響を与えることになるため、利息法の適用にあたっては、①使用されるキャッシュ・フロー、②利子率を選択する際の慣行、③利子率の適用の仕方、④見積キャッシュ・フローの金額または時点の変化を調整するためのメカニズムについて注意が必要であるとする (FASB [2000], par. 94)。

それを受けて、キャッシュ・フローの時点または金額の原初見積りに生じた変化は、①利息法の償却シェーマにおいて調整することも、②資産または負債の新規再測定にあたって反映することもできるとすると共に、見積キャッシュ・フローの金額または時点が変化し、その項目が再測定されない場合には、利息法の償却シェーマがキャッシュ・フローの新規見積りを反映して変更されなければならないとしている (FASB [2000], par. 97)。そしてそのための方法として、当該概念書においては、①繰延修正 (prospective) アプローチ (帳簿価額と残存キャッシュ・フローに基づいて新規の実効利子率を計算する方法)、②簿価修正 (catch-up) アプローチ (修正後見積キャッシュ・フローを原初実効利子率で割り引いた現在価値に帳簿価額を修正する方法)、③遡及修正 (retrospective) アプローチ (原初帳簿価額、当該日までの実際キャッシュ・フローおよび残存見積キャッシュ・フローに基づいて新規の実効利子率を計算し、その後、当該実効利子率で修正後見積キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に帳簿価額を修正する方法) の3つのアプローチをあげると共に (FASB [2000], par. 97)。

このうちから見積キャッシュ・フローの変化を反映するのに最も優れた方法として簿価修正アプローチを推奨している (FASB [2000], par. 98)。

以上のことから、SFAC 第7号においては、原初測定および新規再測定にあたってすべての資産および負債に対して公正価値を適用すると共に、見積キャッシュ・フローの金額または時点に変化が生じた場合には、新規再測定を行うことを原則とするものの、新規再測定が行われない場合には、例外的に利息法の償却シェーマの修正を行うことによってそれに対応することを容認する一方で、見積キャッシュ・フローの金額または時点に変化が生じない場合には、一会計期間における資産および負債の変動を測定するにあたっても当該資産および負債の新規再測定を行うことなく、利息法を用いて償却するという基本的枠組みが採用されていることになる (高須 [2001], 28頁)。

Ⅳ 金融商品会計基準と資産負債アプローチとの論理整合性

本節においては、金融商品会計基準と資産負債アプローチとの論理整合性について検討することにする。そこでまず、ここにおいては金融商品のうち有価証券を取り上げ、当該金融商品に対する金融商品会計基準における会計処理と資産負債アプローチにおける計上基準について一覧表にして示すことにする (表2)。

このことから、有価証券に関しては金融商品会計基準における会計処理と資産負債アプローチにおける計上基準について満期保有目的有価証券を除き一致していることが明らかになる。

それでは、満期保有目的有価証券に関する金融商品会計基準における会計処理（償却原価）と資産負債アプローチにおける計上基準（公正価値）とは本質的に異なるものであろうか。そのことを明らかにするために、次に満期保有目的有価証券である割引債および利付債の2つを取り上げ検討することにする。

(1) 割引債の検討——予測に変更の生じないケース——

まず割引債の公正価値すなわち市場価格がどのようにして決定されるのかということについて検討することにする。なおその場合に、市場参加者は当該割引債の公正価値（市場価格）を決定するにあたって SFAC 第7号に基づき期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いるものと仮定する。また、当該割引債の市場は完全市場であるとする。

したがって、この場合に割引債の取得日より第 i 年経過した後における公正価値（市場価格）(A_i) は次のように決定されることになる（事例1）。

$$A_i = B / (1+r)^{n-i}$$

B : 満期日における返済金額（リスク修正済み）

r : 無リスク利子率

$n-i$: 満期日までの年数

次に、この割引債の取得日より第 i 年経過した後における償却原価 (C_i) を利息法に基づいて決定することにする。そうすると、

$$C_i = C_{i-1} + (C_n - C_0) ((A_i - A_{i-1}) / (A_n - A_0))$$

となる。しかし、 $C_n = A_n$ 、 $C_0 = A_0$ であることから、

$$C_i = C_{i-1} + (A_i - A_{i-1}) = C_{i-1} + rB / (1+r)^{n-i+1}$$

となる。そして、そのことから

$$\begin{aligned} C_1 &= C_0 + rB / (1+r)^n = A_0 + rB / (1+r)^n \\ &= B / (1+r)^n + rB / (1+r)^n \\ &= B / (1+r)^{n-1} = A_1 \end{aligned}$$

となる。そこで、ここにおいて $C_{i-1} = A_{i-1}$ と仮定すると、

$$\begin{aligned} C_i &= A_{i-1} + rB / (1+r)^{n-i+1} \\ &= B / (1+r)^{n-i+1} + rB / (1+r)^{n-i+1} \\ &= B / (1+r)^{n-i} = A_i \end{aligned}$$

となる。したがって、このことから利息法に基づく割引債の償却原価は当該割引債の公正価値（市場価格）と一致することが明らかになる。

(2) 利付債の検討——予測に変更の生じないケース——

まず利付債の公正価値すなわち市場価格がどのようにして決定されるのかということについて検討することにする。なおその場合にも、市場参加者は当該利付債の公正価値（市場価格）を決定するにあたって SFAC 第7号に基づき期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いるものと仮定する。また、当該利付債の市場も完全市場であるとする。

したがって、この場合に利付債の取得日より第 i 年経過した後における公正価値（市場価格）(A_i) は次のように決定されることになる（事例2）。

$$A_i = \sum_{k=0}^{n-i} I / (1+r)^k - I + B / (1+r)^{n-i}$$

B : 満期日における返済金額（リスク修正済み）

I : 第 i 年度における利息受取額（リスク修正済み）

r : 無リスク利子率

$n-i$: 満期日までの年数

次に、この利付債の取得日より第 i 年経過した後における償却原価 (C_i) を利息法に基づいて決定することにする。そうすると、

$$C_i = C_{i-1} + (C_n - C_0) ((A_i - A_{i-1}) / (A_n - A_0))$$

となる。しかし、 $C_n = A_n$ 、 $C_0 = A_0$ であることから、

$$\begin{aligned} C_i &= C_{i-1} + (A_i - A_{i-1}) \\ &= C_{i-1} + (rB - I) / (1+r)^{n-i+1} \end{aligned}$$

となる。そして、そのことから

$$\begin{aligned} C_1 &= C_0 + (rB - I) / (1+r)^n \\ &= A_0 + (rB - I) / (1+r)^n \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
&= \sum_{k=0}^n I/(1+r)^k - I + B/(1+r)^n + \\
&\quad (rB - I)/(1+r)^n \\
&= \sum_{k=0}^{n-1} I/(1+r)^k - I + B/(1+r)^{n-1} \\
&= A_1
\end{aligned}$$

となる。そこで、ここにおいて $C_{i-1} = A_{i-1}$ と仮定すると、

$$\begin{aligned}
C_i &= A_{i-1} + (rB - I)/(1+r)^{n-i+1} \\
&= \sum_{k=0}^{n-i+1} I/(1+r)^k - I + B/(1+r)^{n-i+1} \\
&\quad + (rB - I)/(1+r)^{n-i+1} \\
&= \sum_{k=0}^{n-i} I/(1+r)^k - I + B/(1+r)^{n-i} \\
&= A_i
\end{aligned}$$

となる。したがって、このことから利息法に基づく利付債の償却原価は当該利付債の公正価値（市場価格）と一致することが明らかになる。

(3) 割引債および利付債の検討——予測に変更が生じるケース——

事例1および事例2は割引債および利付債の取得時に市場参加者の行った予測に変更が生じないというケースである。そのことから、ここでは割引債および利付債の取得後に市場参加者の行った予測に変更が生じるというケースを取り上げることとする。しかも、その場合に予測の変更に基づいて修正の対象となるのは、割引債については、①満期日における返済金額（リスク修正済み）、②無リスク利率の2つであり、利付債については、①満期日における返済金額（リスク修正済み）および利息受取額（リスク修正済み）、②無リスク利率の2つである。なおここでは、割引債および利付債の取得後に市場参加者の行った予測に変更が生じた場合における利息法の償却シエマの修正は、SFAC第7号に基づき簿価修正アプローチによって行うものと仮定する。

まず、予測の変更により割引債について満期日における返済金額（リスク修正済み）に修正が行われるケース（事例1-1）、ならびに、利

付債について満期日における返済金額（リスク修正済み）および利息受取額（リスク修正済み）に修正が行われるケース（事例2-1）を取り上げることとする（その他の条件は事例1および事例2と同様とする）。そしてこの場合には、簿価修正アプローチが修正後見積キャッシュ・フロー（リスク修正済み）を原初無リスク利率で割り引いた現在価値に帳簿価額を修正する方法であることから、割引債についても利付債についても予測変更後の公正価値（市場価格）と利息法に基づく修正後の償却原価は一致することになる。

次に、予測の変更により割引債および利付債について無リスク利率に修正が行われるケース（事例1-2および事例2-2）を取り上げることとする（その他の条件は事例1および事例2と同様とする）。そしてこの場合には、簿価修正アプローチが修正後見積キャッシュ・フロー（リスク修正済み）を原初無リスク利率で割り引いた現在価値に帳簿価額を修正する方法であるため、予測の変更を受けて無リスク利率に修正が行われないことから、割引債についても利付債についても予測変更後の公正価値（市場価格）と利息法に基づく償却原価は一致しないことになる⁶⁾。

(4) 小 括

以上のことから、有価証券に関して金融商品会計基準における会計処理と資産負債アプローチにおける計上基準との間に一致が認められないのは満期保有目的有価証券のみであること、しかし、その満期保有目的有価証券についても

6) なお、FASBは2004年6月に公開草案『公正価値測定』を公表し、そこにおいて公正価値法として割引率修正法（discount rate adjustment technique）と期待現在価値法（expected present value technique）の2つをあげると共に、さらに、後者についてはリスク修正済み期待キャッシュ・フローを無リスク利率で割り引く方法と期待キャッシュ・フローをリスク修正済み割引率で割り引く方法をあげている（FASB [2004], Appendix A, A3 and A12）。

表3 金融商品会計基準における会計処理と収益費用アプローチにおける計上基準

	金融商品会計基準における 会計処理	収益費用アプローチにおける 計上基準
満期保有目的有価証券	償却原価	過去の支出額または将来の収入額
売買目的有価証券	公正価値	過去の支出額または将来の収入額
売却可能有価証券	公正価値	過去の支出額または将来の収入額

無リスク利子率に変更が生じる場合を除き割引債および利付債の公正価値（市場価格）と利息法に基づく償却原価は一致することが明らかになった。したがって、このことから無リスク利子率が長期的に安定していると仮定する場合には、有価証券に関して金融商品会計基準は公正価値を測定属性とする資産負債アプローチと論理整合性を有するものといえるのである。

V 金融商品会計基準と収益費用 アプローチとの論理整合性

本節においては、金融商品会計基準と収益費用アプローチとの論理整合性について検討することにする。そこでまず、ここにおいては金融商品のうち有価証券を取り上げ、当該金融商品に対する金融商品会計基準における会計処理と収益費用アプローチにおける計上基準について一覧表にして示すことにする（表3）。

このことから、有価証券に関しては金融商品会計基準における会計処理と収益費用アプローチにおける計上基準との間に一致が認められないことが明らかになる。

それでは、金融商品会計基準における会計処理（償却原価または公正価値）と収益費用アプローチにおける計上基準（過去の支出額または将来の収入額）とは本質的に異なるものであろうか。そのことを明らかにするために、次に負債有価証券である割引債および利付債ならびに持分有価証券の3つを取り上げ検討することにする。

(1) 割引債の検討——予測に変更の生じないケース——

前節における検討（事例1）より、割引債についてはその公正価値（市場価格）と利息法に

基づく償却原価は一致することが明らかになった。しかもその場合に、取得日より第*i*年経過した後における利息法に基づく割引債の償却原価（ C_i ）は

$$C_i = C_{i-1} + rB / (1+r)^{n-i+1}$$

となり、それに $C_{i-1} = A_{i-1} (= B / (1+r)^{n-i+1})$ を代入し、変形すると、

$$\begin{aligned} C_i &= B / (1+r)^{n-i+1} + rB / (1+r)^{n-i+1} \\ &= (1+r)B / (1+r)^{n-i+1} = (1+r)C_{i-1} \\ &= C_{i-1} + rC_{i-1} \end{aligned}$$

となる。

すなわち、取得日より第*i*年経過した後における利息法に基づく割引債の償却原価（ C_i ）はその前年度における当該割引債の償却原価（ C_{i-1} ）に当該年度の時の経過に基づいて生じた増価額 rC_{i-1} を加算したものである。そして、当該増価額は C_{i-1} を1年間貸与することによって稼得された報酬であり、それは（未収）受取利息とみなすことができる。というのは、この増価額は時の経過に基づいて既に稼得されており、また、市場において実現可能であるため、SFAC 第5号における稼得利益の内訳要素である収益（および利得）の認識基準を満たしているといえるからである（FASB [1984], pars. 83-84）。したがって、割引債の公正価値（市場価格）および利息法に基づく償却原価は当該割引債の将来の収入額と一致することになる。

(2) 利付債の検討——予測に変更の生じないケース——

前節における検討（事例2）より、利付債についてはその公正価値（市場価格）と利息法に基づく償却原価は一致することが明らかになった。しかもその場合に、取得日より第*i*年経過

した後における利息法に基づく利付債の償却原価 (C_i) は

$$C_i = C_{i-1} + (rB - I) / (1+r)^{n-i+1}$$

となる。

すなわち、取得日より第 i 年経過した後における利息法に基づく利付債の償却原価 (C_i) はその前年度における当該利付債の償却原価 (C_{i-1}) に当該年度の時の経過に基づいて生じた増価額 (減価額) $(rB - I) / (1+r)^{n-i+1}$ を加算 (減算) したものである。言い換えると、 $rB = I$ の場合には当該増価額 (減価額) は 0 となり、常に $C_i = B$ となる (額面発行の場合)。一方、 $rB \neq I$ の場合には当該増価額 (減価額) は 0 とならず、 $C_i \neq C_{i-1}$ となる (割引発行 (打歩発行) の場合)。そして、 $rB \neq I$ の場合における増価額 (減価額) は B を 1 年間貸与するとすれば稼得されることになる報酬から利息受取額を控除した金額の現在価値すなわち C_{i-1} を 1 年間貸与することによって生じる当該期間における利息過少 (過大) 受取額であることから、それは (未収) 受取利息 (利息過大受取額に対する前払金の償還額) とみなすことができる。というのは、この増価額 (減価額) は時の経過に基づいて既に稼得されており、また、市場において実現可能である (その経済的便益が費消されている) ため、SFAC 第 5 号における稼得利益の内訳要素である収益 (および利得) (費用 (および損失)) の認識基準を満たしているといえるからである (FASB [1984], pars. 83-87)。したがって、利付債の公正価値 (市場価格) および利息法に基づく償却原価は当該利付債の将来の収入額と一致することになる。

(3) 持分有価証券の検討——予測に変更の生じないケース——

まず持分有価証券の公正価値すなわち市場価格がどのようにして決定されるのかということについて検討することにする。なおその場合に、市場参加者は当該持分有価証券の公正価値 (市場価格) を決定するにあたって SFAC 第 7 号

に基づき期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いるものと仮定する。また、当該持分有価証券の市場は完全市場であるとする。

したがって、この場合に持分有価証券の取得日より第 i 年経過した後における公正価値 (市場価格) (A_i) は次のように決定されることになる (事例 3)。

$$A_i = \sum_{k=0}^{n-i} D / (1+r)^k - D + B / (1+r)^{n-i}$$

B : 売却日における受領金額 (リスク修正済み)

D : 第 i 年度における配当金受取額 (リスク修正済み)

r : 無リスク利子率

$n-i$: 売却日までの年数

次に、この持分有価証券の取得日より第 i 年経過した後における公正価値 (市場価格) (A_i) を変形すると、

$$\begin{aligned} A_i &= \sum_{k=0}^{n-i} D / (1+r)^k - D + B / (1+r)^{n-i} \\ &= (1+r) \left(\sum_{k=0}^{n-i+1} D / (1+r)^k - D + B / (1+r)^{n-i+1} \right) - D \\ &= (1+r) A_{i-1} - D = A_{i-1} + (rA_{i-1} - D) \end{aligned}$$

となる。

すなわち、取得日より第 i 年経過した後における持分有価証券の公正価値 (市場価格) (A_i) はその前年度における当該持分有価証券の公正価値 (市場価格) (A_{i-1}) に当該年度の時の経過に基づいて生じた増価額 $rA_{i-1} - D$ を加算したものである。そして、当該増価額は A_{i-1} を 1 年間投資することによって稼得された報酬から当該期間の配当金受取額を控除した金額であり、それは (未収) 受取配当金とみなすことができる。というのは、この増価額は時の経過に基づいて既に稼得されており、また、市場において実現可能であるため、SFAC 第 5 号における稼得利益の内訳要素である収益 (および利得) の認識基準を満たしているといえるからである (FASB [1984], pars. 83-84)。したがって、持分有価証券の公正価値 (市場価格) は当

該持分有価証券の将来の収入額と一致することになる。

(4) 割引債、利付債および持分有価証券の検討

——予測に変更が生じるケース——

事例1, 事例2および事例3は割引債、利付債および持分有価証券の取得時に市場参加者の行った予測に変更が生じないというケースである。そのことから、ここでは割引債、利付債および持分有価証券の取得後に市場参加者の行った予測に変更が生じるというケースを取り上げることにする。

そしてその場合に、事例1-1および事例1-2ならびに事例2-1および事例2-2と同様の仮定をおくと、予測の変更により割引債について満期日における返済金額（リスク修正済み）に修正が行われるケース、ならびに、利付債について満期日における返済金額（リスク修正済み）および利息受取額（リスク修正済み）に修正が行われるケースにおいては、割引債についても利付債についても予測変更後の公正価値（市場価格）は利息法に基づく修正後の償却原価とも将来の収入額とも一致することになるのに対して、予測の変更により割引債および利付債について無リスク利率に修正が行われるケースにおいては、予測変更後の公正価値（市場価格）は利息法に基づく償却原価とも将来の収入額とも一致しないことになる。すなわち、割引債および利付債の公正価値（市場価格）は無リスク利率に変更が生じる場合を除き利息法に基づく償却原価とも将来の収入額とも一致することになる。

また、持分有価証券については予測の変更により売却日における受領金額（リスク修正済み）および配当金受取額（リスク修正済み）に修正が行われるケースにおいても、無リスク利率に修正が行われるケースにおいても、予測変更後の公正価値（市場価格）が修正後の将来の収入額となることから、持分有価証券の公正価値（市場価格）は常に当該持分有価証券の将来の収入額と一致することになる。

(5) 小 括

以上のことから、有価証券に関して金融商品会計基準における会計処理と収益費用アプローチにおける計上基準との間に一致が認められないこと、しかし、負債有価証券である割引債および利付債の公正価値（市場価格）は無リスク利率に変更が生じる場合を除き利息法に基づく償却原価とも将来の収入額とも一致すること、また、持分有価証券の公正価値（市場価格）は常に将来の収入額と一致することが明らかになった。したがって、このことから無リスク利率が長期的に安定していると仮定する場合には、有価証券に関して金融商品会計基準は利息法に基づく収益費用アプローチと論理整合性を有するものといえるのである。

VI おわりに

以上において、資産負債アプローチおよび収益費用アプローチにおける利益測定モデルとそれに基づく資産項目および負債項目の計上基準について、また、金融商品会計基準の詳細およびSFAC第7号の意味について考察すると共に、それを受けて、金融商品会計基準がいかなる会計観のもとに論理整合的に説明されるのかということについて検討してきた。

その結果、有価証券に関して金融商品会計基準における会計処理と資産負債アプローチにおける計上基準との間に一致が認められないのは満期保有目的有価証券のみであり、しかも、その満期保有目的有価証券についても無リスク利率に変更が生じる場合を除き割引債および利付債の公正価値（市場価格）と利息法に基づく償却原価とは一致することが明らかになった。また、有価証券に関して金融商品会計基準における会計処理と収益費用アプローチにおける計上基準との間に一致が認められないのであるが、しかし、負債有価証券である割引債および利付債の公正価値（市場価格）は無リスク利率に変更が生じる場合を除き利息法に基づく償却原価とも将来の収入額とも一致すると共に、持分有価証券の公正価値（市場価格）は常に将来の

収入額と一致することが明らかになった。

したがってこのことから、無リスク利率が長期的に安定していると仮定する場合には、有価証券に関して金融商品会計基準は公正価値を測定属性とする資産負債アプローチとも、利息法に基づく収益費用アプローチとも論理整合性を有しているといえる。ただし、収益費用アプローチに関してはそこにおける有価証券の計上基準として過去の支出額ではなく将来の収入額が採用される場合にのみそのことが妥当することになるのである。

参考文献

- FASB [1976], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB (津守常弘監訳, 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』, 中央経済社, 1997年)。
- [1984], *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No.5, FASB (平松一夫・広瀬義州訳, 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』, 中央経済社, 2002年)。
- [1991], *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Statement of Financial Accounting Standards No.107, FASB.
- [1993], *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, Statement of Financial Accounting Standards No.115, FASB.
- [1998], *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Statement of Financial Accounting Standards No.133, FASB.
- [2000], *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Statement of Financial Accounting Concepts No.7, FASB (平松一夫・広瀬義州訳, 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』, 中央経済社, 2002年)。
- [2004], *Fair Value Measurements*, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Exposure Draft, FASB.
- 笠井昭次 [2000], 『会計の論理』, 税務経理協会。
- [2004], 「金融資産と実現概念——主観のれん説の実現概念に関する疑問——(一)・(二・完)」, 『會計』, 第165巻第6号・第166巻第1号, 15-27頁・96-111頁。
- 高須教夫 [1998], 「FASB 概念フレームワークにおける利益概念の錯綜——包括利益と稼得利益——」, 山地秀俊編, 『原価主義と時価主義』, 神戸大学経済経営研究所, 1998年, 243-260頁。
- [2001], 「FASB 概念フレームワーク・プロジェクトの新展開」, 『産業経理』, 第61巻第2号, 22-30頁。
- [2004], 「FASB 概念フレームワークをめぐる問題の検討——収益費用アプローチと資産負債アプローチ——」, 『會計』, 第165巻第1号, 35-50頁。
- [2005], 「会計観の変更と財産管理機能の変質」, 『研究資料』(兵庫県立大学), 第193号, 1-11頁。
- 高須教夫・藤井秀樹・浦崎直浩・原陽一・山地範明・富増和彦 [1991], 「FASB 概念フレームワークにおける基本問題——定義・認識・測定をめぐって——」, 『産業経理』, 第51巻第3号, 94-98頁。

(受理 2005年10月24日)